

大垣市立綾里小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日改訂

0 今年度の取り組みの評価

今年度の本校の「いじめ防止」にかかわる各評価は、次のようである。

【児童の評価】	H28	H29
学校は楽しいですか	96	85
(「楽しい時が多い」と回答した児童の割合を%で表示)		
【保護者の評価】	H28	H29
綾里小の子どもたちは、毎日楽しく元気に学校に通っていますか	87	67
綾里小の子どもたちは、友達と仲良く、思いやりをもって生活していますか	75	64
学校は、何でも気軽に相談できる場所になっていますか	72	62
(%で表示)		
【職員の評価】		
毎月の「綾っ子調査」と定期的な教育相談週間の充実	3.5	3.7
集団のつながりを高めるための「挨拶・掃除」を軸とした、よさ見つけ活動の実施	3.3	3.6
(4段階評価)		

この評価結果を基に、さらに今日的課題等を加味して平成30年度の基本方針を次のようにする。

※加除・改訂部分については下線で示す

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第1章 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には生命や身体に重大な危険性を生じさせる可能性がある。いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権に関わる問題としてとらえる。

(3) 学校としての構え

- ① いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識を教職員・児童一人一人がもつ。
- ② 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応を行い、組織的な指導体制により対応する。
- ③ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ④ いじめは、人間として絶対に許されないという認識を教職員・児童一人一人がもち、いじめを許さない校風を創り出す。
- ⑤ いじめ未然防止のため、生活規律・学習規律を高め、魅力ある授業・学校づくりをすることで、教職員と児童・保護者との信頼関係を構築する。
- ⑥ いじめの早期発見・早期対応に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑦ いじめが解消されたとしても即断することなく、被害、加害児童の様子を含め継続して注視し、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ⑧ 地域や関係機関(幼保園・中学校を含む)と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。
- ⑨ 教職員は、日頃から児童及び保護者との意思疎通を積極的に図り、気になることは気軽に話すことのできる人間関係づくりに努める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ① 「分かった・できた」という達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ② 仲間の良さを認め合い、望ましい人間関係を築くため、「ひびきあいの日」に向けた取組や、「挨拶・掃除」、月目標や学校行事等、視点を明確にしたよさ見つけ活動の充実と教職員による「褒めて伸ばす指導」の徹底を積極的に展開し学級・学校経営のさらなる充実を図る。
- ③ 「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を助ける教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心）

- ① 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、道徳教育の充実を図る。特に、内容項目A－(17)「生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。(第1学年及び第2学年)」「生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。(第3学年及び第4学年)」「生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。(第5学年及び第6学年)」を全学年の重点目標として指導する。同時に、この授業を「自殺予防」という観点をもって実践する。
- ② 体験学習や校外学習、高学年で実施する宿泊研修、ボランティア活動を通して、豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を構築する能力を養う。

(3) すべての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ① 児童を価値付けする場面をできるだけ多く設定し、自己肯定感を高める。
- ② 児童同士が仲間のよさを見つけ合い、児童間の信頼関係を構築する。
- ③ 自分の生き方を見つめ、将来について考えることを通して、自己決定を支援する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進

- ① 携帯電話やスマートフォン等の使用について、児童と保護者への啓発を繰り返し実施する。

(5) 特に配慮が必要な児童への支援

- ① 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲への児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめ未然防止・対策委員会の設置

(いじめ防止対策推進法 第3章 第22条)

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、次の関係者により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- 委員会：校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭
- 拡大委員会：上記メンバーに加えて、当該学級担任・キーパーソンとなる職員
- ※ 必要に応じて、特別支援教育コーディネーター・関係者（大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム・スクールカウンセラー等）の参加を要請する

4 いじめ未然防止、早期発見・早期対応のための年間計画

・拡大委員会は随時実施する ・児童対象の「学校生活、いじめアンケート」は毎月行う

月	取組内容
4	・学校のいじめ防止基本方針をHPと学校通信に掲載し、PTA総会で説明
5	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」（本年度の計画・交流）・自殺予防に関する職員研修
6	・学校評議員会で「方針」説明 ・児童へのネットいじめ防止啓発 ・保護者アンケート ・教育相談 ・自殺予防に関する授業の実施(全学年)
7	・個人懇談 ・職員自己評価 ・第1回県いじめ調査
8	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）
9	・教育相談（統計的に自殺が増加する月であることに留意して実施）
10	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」（中間評価及び交流）
11	・保護者アンケート ・教育相談 ・児童会主催による人権啓発活動 ・学校評議員会
12	・「ひびきあい集会（児童会主催による人権集会）」・職員自己評価
1	・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」（本年度のまとめ及び来年度の方針・計画についての協議と立案）
2	・児童会の取り組みのまとめ ・教育相談 ・学校評議員会（学校関係者評価） ・職員自己評価
3	・次年度に向けた方針、取組計画等の職員への説明と共通理解

5 いじめ問題発生時の対処

(1) 基本的な対応

- ① いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う
- ② 管理職等へ報告し対応方針を決定する
- ③ 事実関係を丁寧かつ確実に把握する（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケアを行う（必要に応じて外部専門家の支援を要請する）
- ⑤ いじめた側の児童への指導を行う（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力を依頼する（いじめを受けた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 幼保園、中学校との情報交換等の連携を図り、児童・保護者の対応に活用する
- ⑧ 関係機関と連携する（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）

(2) 「重大事態」と判断された際の対応（いじめ防止対策推進法 第5章 第28条 第30条）

- ① 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する
- ② 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を正確に把握するための調査を実施する
- ③ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める
- ⑤ ④の対応後、教育委員会・子ども相談センター等の関係機関と綿密な連携を図る

(3) いじめの解消について

少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が止んでいること
心理的または物理的な影響を与える行為（ネットを通じてのものも含む）が3か月以上止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
①の確認時に苦痛を感じていないことが児童及びその保護者から確認されること。

6 学校評価における留意事項（いじめ防止対策推進法 第6章 第34条）

P T Aや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。また、この評価結果については、H Pや学校通信を通じて公表する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

7 個人調査（綾っ子調査）の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、アンケート調査が資料として重要となるため、個人調査（綾っ子調査）を調査実施日から6年間保存する。